

船舶事故調査報告書

平成24年2月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	火災
発生日時	平成22年11月4日 15時15分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久慈港東方沖 久慈市所在の久慈牛島灯台から真方位100° 13.0海里付近 （概位 北緯40° 10.5′ 東経142° 07.0′）
事故調査の経過	平成22年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一新盛丸、4.9トン AM3-36884（漁船登録番号）、個人所有 10.90m (Lr) × 2.98m × 1.04m、FRP ディーゼル機関、58kW（漁船法馬力数）、平成7年8月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年6月7日 免許証交付日 平成20年1月23日 （平成25年6月6日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、久慈港東方沖を航行中、平成22年11月4日15時15分ごろ、主機の過給機（以下「過給機」という。）の音が変わり、焦げる臭いがしたことから、船長が、主機のクラッチを中立にし、機関室左舷側の出入口引戸を開けて確認したところ、機関室内が黒煙で充満しており、過給機付近が赤く見えていたが、すぐに爆発的な燃焼が起こって炎が機関室入口から外に噴き出した。 船長及び甲板員は、消火器とバケツで初期消火を行ったが、火勢が強まって消火が困難な状況となったことから、船長が携帯電話で僚船に救助を依頼したのち、海に飛び込み、その後、来援した僚船に救助された。 本船は、全焼して沈没し、船長が右の手首及び肘の靭帯を負傷した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、うねりの方向 南
その他の事項	本船は、操業中も発電機を運転するために主機が運転されていた。 主機は、機関室の中央部に配置されており、船尾側に過給機、排気管等が装備されていた。 主機の排気集合管には、不燃性の断熱材が取り付けられており、同管が露出している箇所はなかった。

	<p>本船は、燃料油タンクが機関室の両舷にそれぞれ設置されており、両タンクから燃料油が直接主機へ供給されるようになっていた。</p> <p>船長は、機関室内で燃料油の臭いがする場合には、調査して燃料油が漏洩している配管のねじ部を締め付けるなどしていたが、主機の燃料系統の点検は定期的に行っていなかった。</p> <p>本事故発生当日は、機関室の点検を行っていなかった。</p> <p>本船は、燃料油としてA重油が使用されていた。</p> <p>機関室内の電気配線は、機関室の側壁及び天井に敷設されており、過給機付近には敷設されていなかった。</p> <p>機関室内には、洗濯物やウエスは干されていなかった。</p> <p>船長は、喫煙者であったが、機関室で喫煙したことはなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、久慈港東方沖を航行中、機関室の過給機付近から出火して火災になったものと考えられる。</p> <p>本船は、主機の燃料油が燃料系統から漏洩して過給機の高温度部に降り掛かり、出火した可能性があると考えられるが、本船が沈没したので出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が久慈港東方沖を航行中、機関室の過給機付近から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の始動前後に機関の点検を行うこと。 ・ 主機の燃料系統を含む点検及び整備を定期的に行うこと。 ・ 火災警報器を設置することが望ましい。 ・ 機関室での火災の発生又は兆候を認めた際には、主機及び送風機を停止するとともに、消火活動に当たってはバックドラフト（火災を起こした密閉区画の扉を開けるなどして急速に空気が供給されると爆発的な燃焼を起こす現象をいう。）に注意すること。 	